

## 令和3年度第1回神石高原町農業委員会総会

開 会	事務局長	ただいまから令和3年度第1回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者はありません。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は14名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いいたします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■■■■委員、■■■■委員にお願いいたします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。先ほど説明の中にもありましたようにこの案件につきましては17条2項の採決の段階で現地調査をして頂いておりますので、今回は現地調査のお願いを致しておりません。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第2号議案	議 長	続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。4-1、4-2、4-3、4-4の案件につきまして、■■■■推進委員お願いします。
	■番	■■■■地区担当の■■■■です。4-1の案件について報告します。4月24日に■■■■委員と私で現地を調査しました。場所は■■■■郵便局より■■■■に■■■■のところにある■■■■というところですので。すでに桜の木が植えてあり法面の一部になっておりまして耕作することは困難だと思われま。続きまして4-2ですが場所は■■■■郵便局から■■■■に■■■■のところにあります境内の前でございます。■■■■の境内の法面の一部になっており今は茶の木が生えておりましたが、景観作物を植えて景観を維持したいということで急傾斜であり耕作は困難であると判断しました。続きまして4-3これも境内の前の畑になりま

		すがすでに寺用の外の便所が建っておりました。現状復帰は難しいもの と思われます。4-4は■■■■庫裡の新築工事が1990年に完成して おまして、全体の面積から言えば一部なんですけどもう畑として耕作す ることは困難と思われるので審議の程よろしくをお願いします。
	議 長	ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問があり ましたらお願いします。
	事務局長	事務局から補足説明なんですけど、4-2の現況写真をご覧ください。航 空写真の公図と現況が違っておまして参道の石段と公図の赤道が若干 ずれているようです。地籍の現地調査はすでに済んでおります。それ によって4-2のほうは宅地扱いにされておりますがうちの総会のほうで は転用許可ということで、許可した後の地目は法務局が判断されますの で法面、境内地になるのか宅地になるのか分かりませんがここに書いて あるような転用目的としています。それと4-3の現況写真を見て頂き ますと、国調のほうではトイレが■■■■にあっていると判断されて いますが今ある公図で見ますとトイレ前の駐車場になりますか広場とい いますかもう造成済みのところでございます。なので、国調のほうは雑 種地という扱いをしているみたいですがここについても転用目的にもあ りますように境内地のトイレやその前の駐車場を含む宅地としておりま す。法務局の地目の判断で境内地にするか宅地にするか分かりませんが すでにこういった状況になっております。
	議 長	■■■■は■■■■さんの土地ではない？
	事務局長	■■■■は後から出てきますけど非農地証明です。今回の案件の4-2で 言いますと隣の■■■■はすでに非農地で宅地になっております。4- 3の■■■■の周りを囲んでおります■■■■これも非農地になってお ります。ということで国調で4-2は■■■■と■■■■を合筆処理して おります。4-3のほうは■■■■と■■■■を合筆処理しておりま す。非農地にして所有者を一緒にしなければいけないということでござ いまして、隣りの土地の所有者はどちらもお寺になっておりますので地目 も一緒、所有者も同一でないと合併できませんので転用申請で地目を変 えられて転用された上で所有者も変更されるという予定になっておりま す。今会長から質問がありました■■■■と本堂右側の■■■■について は後程1-1の非農地証明で審議して頂くことになっております。
	議 長	住職のいないお寺なんですか？
	事務局長	■■■■から住職さんが来られております。
	議 長	お寺は■■■■さんの名義？
	事務局長	代表が■■■■さんです。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許 可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成)

		拳手全員でございますので申請通り許可することとします。
第3号議案	議長	続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。5-1の案件につきまして、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 推進委員をお願いします。
	<span style="background-color: black; color: black;">      </span> 番	<span style="background-color: black; color: black;">          </span> 地区担当の <span style="background-color: black; color: black;">      </span> です。受付番号5-1について報告します。場所は <span style="background-color: black; color: black;">          </span> から <span style="background-color: black; color: black;">      </span> へ <span style="background-color: black; color: black;">          </span> の <span style="background-color: black; color: black;">      </span> 地区です。4月20日に <span style="background-color: black; color: black;">      </span> 農業委員同行のもと調査しました。現地は登記簿上で畑と田んぼの2筆ありますが隣接して一体となっており現在作付けされていない休耕中の畑となっております。太陽光発電設備設置のための所有権移転です。譲渡し人は今後も耕作する予定はないということでした。必要な書類も揃っていますのでよろしくお願いします。
	議長	ありがとうございました。5-2、5-3の案件につきまして、 <span style="background-color: black; color: black;">      </span> 推進委員をお願いします。
	<span style="background-color: black; color: black;">      </span> 番	<span style="background-color: black; color: black;">      </span> 地区の <span style="background-color: black; color: black;">      </span> です。受付番号5-2と5-3について報告します。場所は <span style="background-color: black; color: black;">      </span> 支所から <span style="background-color: black; color: black;">      </span> の方向へ <span style="background-color: black; color: black;">          </span> のところにあります。4月18日に <span style="background-color: black; color: black;">      </span> 委員と <span style="background-color: black; color: black;">      </span> さん <span style="background-color: black; color: black;">      </span> さんと調査に参りました。譲渡し人はもう何十年もこの土地を耕作されておらず今後もされる予定はなく後継者もおられないということでございます。このまま荒らすのは周りに迷惑が掛かるということで譲受人が借り受けて太陽光パネルを設置することでございます。審議の程よろしくお願いします。
	議長	ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	<span style="background-color: black; color: black;">      </span> 番	5-2と5-3なんですが土地が隣接していますけど枚数は一緒に譲受人が違うんですが繋がりがあるんですか？まったく違う人がやっているのか業者が一緒なのが教えて下さい。
	事務局長	この設置業者が同じ業者です。ただ申請人はここに書いてあるように <span style="background-color: black; color: black;">          </span> と <span style="background-color: black; color: black;">          </span> さんとなっております。
	<span style="background-color: black; color: black;">      </span> 番	今回事業をされる方は個人が多いんですけど10年先20年先を考えておられるのでしょうか。どうなるのかなと心配ではあるんですがこういったところまでは確認はされていないのでしょうか。
	事務局長	10年後20年後のところをもう少し詳しく教えて下さい。
	<span style="background-color: black; color: black;">      </span> 番	10年後20年後に申請された <span style="background-color: black; color: black;">      </span> さんが別のかたに譲ったりするような状況が考えられると思うんですが、そういうところまではこの段階では分からないんですか？
	事務局長	分からないですし農業委員会が10年後のことまで言う場合はないと思います。この件だけではなくてどの分でも所有権移転でありますので土地が譲受人のかたになるんです。そうするとずっとその人の土地ですのでFITでいくと20年間は国が買い取りを保証しています。これは非

		<p>FIT ですので事業者のかたが中電なり買い受け事業者と話しをして何円で買ってもらえるかなんです。来年は買い受けしてくれるか未定なわけです。ですから買うところがなかったり何円じゃないと買わないよとなるとその時に何円でも買い受けてくれたら売れると思うんですが、もし壊れた時に賃借権の契約ですと自分のところに返って来るようになりますので更地にして返せと言えますが、所有権移転されるとそのかたの土地ですのでそのまま放置されても何も言えないということになってしまいます。ただ先について将来どうされますかということは聞くようになっていないのでそこのところは聞いていません。委員さんでこの業者は危ないよということで認めんということになれば事業者のかたにその旨をうちのほうで通知して将来のことをどうするか出せというご意見がありましたらお伝えはしますが、今の審議の中ではそこまでお聞きするようにはなっていません。</p>
	議長	<p>今環境省のほうで太陽光については取り壊しに係る費用を毎年一定額積み立てなさいよというような規定付けがされております。しかし個人の場合はそのチェック機能が働いていないのが現実なんです。一部には協議会か法人のようなものを立ち上げてそこへ積立金を納めて最終的にそれを持って事業終了後の取り壊しに係る費用の捻出をとという案もあるようですが、まだ現状では実施されてないというのが実態なんです。大手についても積み立てはしていますよということですが、逆に言えば資金運用をそれですということも起きていますと聞いていますが確かにご質問のように太陽光の事業を辞めた後の問題を全国的に危惧している状況です。何らかの規制が必要なんじゃないかというような意見は各地から出ておるようですので今後検討されるんじゃないかと思えます。</p>
	議長	<p>他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
第4号議案	議長	<p>続きます。議案第4号「非農地証明申請について」を議題とします。説明をお願いします。</p>
		(事務局説明)
	議長	<p>ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。1-1の案件につきまして、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>推進委員報告をお願いします。</p>
	<span style="background-color: black; color: black;">      </span> 番	<p><span style="background-color: black; color: black;">                          </span>地区担当の<span style="background-color: black; color: black;">      </span>です。4月24日<span style="background-color: black; color: black;">      </span>委員と現地調査しました。場所は先程の<span style="background-color: black; color: black;">      </span>郵便局より<span style="background-color: black; color: black;">      </span>へ<span style="background-color: black; color: black;">          </span>位のところにあります。現況写真で見てもらえれば分かるように20年以上放置され自然かい廃し山林化しておりました。農地に戻すことは不可能と思われま。審議の程をお願いします。</p>

	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	議長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第4号「非農地証明申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第5号議案 第6号議案	議長	続きまして議案第5号「農用地利用集積計画(第69号)について」及び、議案第6号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」同一案件でございますので合わせて説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	■番	■です。勉強不足で分からないので教えてください。この農業振興財団を通して利用権設定をするというのは何かメリットがあるんでしょうか。
	■	失礼します。機構を通して貸し借り契約を行いますと機構のほうが多めにお金の配分、賃貸借を土地の使用者のかたから集金して土地を貸しているかたにお支払いをするということで、今まで1対1でやられていて1人のかたがたくさん物納や賃貸借料を払われていたんですが、それを機構を通してやると使用者のかたは機構に対してお支払いをして機構がそれぞれの土地の所有者のかたにお支払いができるということでそういうメリットがあります。
	■番	物納はどうなるんですか？
	■	物納は機構は通さないんですが物納を行いましたという証明書を機構のほうに提出すれば機構のほうを確認をするということになっております。
	議長	この制度ができたときには離農奨励金や色々なお金がばらまかれたんですが2年か3年で姿を消しました。ですからこれといってあまり大きなメリットはないが仮に利用者と言いますか借り受け者のほうが途中で返還した場合は3年間は機構のほうで次の借り手を探すか自分の所で管理をして3年の間に次の借り受け希望者が出なかった場合は所有者に返還をするということになっております。今国が言っております農地の集積を全国で8割にしましょうよというのもこの中間管理機構を迂回してやって欲しいという公的機関の不動産的な形で作られているようですが、このところその需要が伸び悩んでいるという状況です。人・農地プランを立ち上げてやる場合は基本的にこの中間管理機構を中に入れるやり方をとってあるんですが今のところあまり出来ておりません。高原町もそうですが全体的には今まで中間管理機構への貸し付けかどんどん出てきたんですが、これは各法人が直接利用権設定をしたものを更新時期

		に中間管理機構を迂回して貸し借りを確定したということで今までは管理機構の扱いが増えていたんですが、これも一段落しましたので目立って大きな面積が出ていない状況です。中間管理機構は借り手がいなかったら買ってくれません。ここが問題なんです。中間管理機構が借りて自ら借り手を探してくれたらいいんですがそこまで手が回っていない状況です。
	■番	今貸し手に奨励金は出ないんですか？
	議長	前は5万10万か面積によってあったんですが今はあるのかな？
	■	今は貸し出されたほう、所有者のかたには農業を辞められることになりましてと経営補助金ということで反当1万5千円が支払われます。
	■番	借り手にはないん？
	■	借り手には新規の農地を借りたら奨励金もあるんですが今はなかなかまとまった農地がないということで制度的にはございます。
	■番	これは新規じゃないん？
	■	これは新規になりますのでこのかたに対して協力者ということで協力金が出ますがその辺は要項等確認をして出る場合は申請手続きをさせていただきます。要するところ今担い手が作られている所は機構を通して担い手に渡しても新規にならないんですが担い手がないかたが機構を通して新たに担い手に渡したらこれは新規の扱いになりますので協力金という制度の対象になります。
	■番	更新の時に中間管理機構に切り替えたら協力金が出るんですか？
	■	更新前が担い手さん更新後も担い手さんの場合は新規扱いではないので協力金は出ません。
	議長	農業を辞める時には自留地の1反の範囲内でしか農地を残したらいけない、ここが問題なんです。農地1反は認めますよとそれ以外は中間管理機構に預けなさいよと。ですから荒れて耕作をしていないがまだ農地が残っているような畑や田んぼも全部整理をしないといけない。ですから最初のころは魅力があったんです。今は魅力がないので積極的に動いていない状況じゃないかと思います。前は5反以上1町までが50万、1町以上が70万ぐらい出し手に奨励金が出ていたんです。3年やったかなそうしたら反当2万5千円に落ちたんです。それが今1万5千円まで落ちているんです。基盤強化法の利用権設定をしたほうが手が掛からないからそっちのほうは相変わらず増えているようです。こういう制度を作った為に中間管理機構の事業も伸ばしていかないといけないということで先般の農業委員会法の改正で中間管理機構に対する農地の集積業務が相当の量農業委員会へきている状況です。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第5号「農用地利用集積計画（第69号）について」及び、議案第6号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

		(全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第1号報告	議長	続きまして報告第1号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	■番	■さんの中継施設の電波が届く範囲は半径がどのくらいですか？油木に最初報告がありました。今度は三和で■さんは今後も神石高原町に参入してくるのでしょうか。
	事務局長	それについては計画書に何も載っていません。うちのほうから今後どういふうな所をやられるかお尋ねしておりません。ただ皆さんよくご存知だと思いますが■のほうで今後1年間でアンテナをどれだけ出すかというのもニュース等でも言われておりますからどんどん出てくるのではないかと思います。前回出た時にはアンテナがもう建ってましたから今回は工事はうちのほうに意見書を出した後よとお願いをして工事はまだ待ってもらっているところではあります。計画はまだどんどんあるような感じではあります。どういった所をしていくかは把握していません。
	議長	他にございませんか。無いようです。報告事項でありますので申請通りとします。
	議長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時45分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和3年5月27日</p>
		<p>会長</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>

